

 県章	滋賀県公報	令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日 号 外 （ 3 ） 月 曜 日 毎週火・金曜 2 回発行
目次（※印は、県例規集に登載するもの） 訓令 企業庁訓令 病院事業庁訓令 議会訓令 ○ 教育委員会教育長訓令 人事委員会訓令 監査委員訓令 労働委員会訓令 警察本部訓令 ※滋賀県人権施策推進本部設置規程の一部改正（人権施策推進課）..... 1 ○ 訓令 ※大学連携推進室設置規程（企画調整課）..... 2 ※子どもの権利室設置規程（子ども若者政策・私学振興課）..... 3 ※医療福祉連携室設置規程（健康福祉政策課）..... 3 ※滋賀県文書管理規程の一部改正（県民活動生活課）..... 4 ※高専設置準備室設置規程の一部改正（高等教育振興課）..... 6 ※滋賀県琵琶湖水政対策本部設置規程の一部改正（琵琶湖保全再生課）..... 6 ※滋賀県土地問題協議会設置規程の一部改正（県民活動生活課）..... 6 ※滋賀県同和对策本部設置規程の一部改正（人権施策推進課）..... 6 ※子ども・子育て応援センター事業実施規程の一部改正（子どもの育ち学び支援課）..... 6		
訓令 企業庁訓令 病院事業庁訓令 議会訓令 教育委員会教育長訓令 人事委員会訓令 監査委員訓令 労働委員会訓令 警察本部訓令		
滋賀県訓令第 7 号 滋賀県企業庁訓令第 1 号 滋賀県病院事業庁訓令第 1 号 滋賀県議会訓令第 1 号 滋賀県教育委員会教育長訓令第 1 号 滋賀県人事委員会訓令第 1 号 滋賀県監査委員訓令第 1 号 滋賀県労働委員会訓令第 1 号 滋賀県警察本部訓令第 1 号 滋賀県人権施策推進本部設置規程（平成18年滋賀県訓令第30号、滋賀県企業庁訓令第 3 号、滋賀県病院事業庁訓令		

第1号、滋賀県議会訓令第3号、滋賀県教育委員会教育長訓令第14号、滋賀県人事委員会訓令第2号、滋賀県監査委員訓令第2号、滋賀県労働委員会訓令第1号、滋賀県警察本部訓令第21号)の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

滋賀県知事	三	日	月	大	造
滋賀県企業庁長	藤	原	久	美	子
滋賀県病院事業庁長	正	木	隆	義	
滋賀県議会議長	有	村	國	俊	
滋賀県教育委員会教育長	福	永	忠	克	
滋賀県人事委員会委員長	尾	賀	康	裕	
滋賀県代表監査委員	河	瀬	隆	雄	
滋賀県労働委員会会長	吉	田	和	宏	
滋賀県警察本部長	池	内	久	晃	

第4条第5項中「総合企画部理事員(人権・同和担当)」を「理事(人権・同和担当)」に、「幹事は」を「本部員は」に改める。

第5条第3項中「幹事会議は、」の右に「理事(人権・同和担当)の職にある本部員および」を加え、「総合企画部理事員(人権・同和担当)」を「理事(人権・同和担当)」に、「幹事が」を「本部員が」に改める。

別表第1中「総務部長」を「理事(人権・同和担当)総務部長」に改める。

別表第2中「総合企画部理事員(人権・同和担当)企画調整課長」を

「総合企画部企画調整課長」に改める。

付 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

訓 令

滋賀県訓令第8号

大学連携推進室設置規程を次のように定める。

令和7年3月31日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

大学連携推進室設置規程

(設置)

第1条 大学等の高等教育機関との連携等の取組を推進するため、総合企画部に大学連携推進室(以下「推進室」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進室の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 高等教育機関との連携および調整に関すること。
- (2) 高等教育に関すること(他の部課の所掌に属するものを除く。)
- (3) 持続可能な開発目標の普及啓発に関すること(教育および企業等との連携に関することに限る。)

(職の設置)

第3条 推進室に室長を置き、その職にある者は、上司の命を受けて推進室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 前項に定めるもののほか、推進室に滋賀県職員の職の設置に関する規則(昭和49年滋賀県規則第22号)第3条または第6条に定めるところにより、必要な職を置く。この場合において、同規則第3条の表(課長の項を除く。)中「課等」とあり、「課」とあるのは「推進室」と、「課長」とあるのは「室長」と読み替えるものとする。

3 前2項に定める職には、職員のうちからそれぞれ知事が任命する。

(事務決裁)

第4条 推進室の事務の決裁については、滋賀県事務決裁規程(昭和55年滋賀県訓令第1号)の定めるところによる。この場合において、同訓令中「課長」とあるのは、「室長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第5条 推進室の庶務は、総合企画部高等教育振興課において処理する。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、推進室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

滋賀県訓令第9号

子どもの権利室設置規程を次のように定める。

令和7年3月31日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

子どもの権利室設置規程

(設置)

第1条 子どもの権利の侵害に関する相談に係る事案の解決に向けて、滋賀県子どもの権利委員会等に関する事務を処理するため、子ども若者部に子どもの権利室（以下「室」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 室の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 滋賀県子どもの権利委員会に関すること。
- (2) 子ども・子育て応援センターに関すること。

(職の設置)

第3条 室に室長を置き、その職にある者は、上司の命を受けて室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 前項に定めるもののほか、室に滋賀県職員の職の設置に関する規則（昭和49年滋賀県規則第22号）第3条または第6条に定めるところにより、必要な職を置く。この場合において、同規則第3条の表（課長の項を除く。）中「課等」とあり、「課」とあるのは「室」と、「課長」とあるのは「室長」と読み替えるものとする。

3 前2項に定める職には、職員のうちからそれぞれ知事が任命する。

(事務決裁)

第4条 室の事務の決裁については、滋賀県事務決裁規程（昭和55年滋賀県訓令第1号）の定めるところによる。この場合において、同訓令中「課長」とあるのは、「室長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第5条 室の庶務は、子ども若者部子ども若者政策・私学振興課において処理する。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

滋賀県訓令第10号

医療福祉連携室設置規程を次のように定める。

令和7年3月31日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

医療福祉連携室設置規程

(設置)

第1条 医療福祉に係る人材の確保および育成ならびに連携体制の構築を推進するため、健康医療福祉部に医療福祉連携室（以下「室」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 室の所掌事務は、医療福祉に係る人材の確保および育成ならびに連携体制の構築の推進に関することとする。

(職の設置)

第3条 室に室長を置き、その職にある者は、上司の命を受けて室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 前項に定めるもののほか、室に滋賀県職員の職の設置に関する規則（昭和49年滋賀県規則第22号）第3条または第6条に定めるところにより、必要な職を置く。この場合において、同規則第3条の表（課長の項を除く。）中「課等」とあり、「課」とあるのは「室」と、「課長」とあるのは「室長」と読み替えるものとする。

3 前 2 項に定める職には、職員のうちからそれぞれ知事が任命する。
(事務決裁)

第 4 条 室の事務の決裁については、滋賀県事務決裁規程（昭和55年滋賀県訓令第 1 号）の定めるところによる。この場合において、同訓令中「課長」とあるのは、「室長」と読み替えるものとする。
(庶務)

第 5 条 室の庶務は、健康医療福祉部健康福祉政策課において処理する。
(その他)

第 6 条 この訓令に定めるもののほか、室の運営に関し必要な事項は、別に定める。
付 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

滋賀県訓令第11号

滋賀県文書管理規程（平成17年滋賀県訓令第14号）の一部を次のように改正する。
令和 7 年 3 月 31 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

第23条ただし書中「もしくは課長」を「、課長もしくは組織規則第 4 条第 2 項に規定する室もしくは訓令によって本庁の課に置かれる室の長」に改める。

別表第 3 の 1 本庁の項第 1 号中「高等教育振興課高専設置準備室	高専準	高専準」を
「高等教育振興課高専設置準備室	高専準	に、
大学連携推進室	大推	」に、
「行幸啓室」を「人事課行幸啓室」に、		
「健康福祉政策課	健福政	」を
「健康福祉政策課	健福政	に、
医療福祉連携室	医福連	」に、
「子ども若者政策・私学振興課	子若私	」を
「子ども若者政策・私学振興課	子若私	に、
子どもの権利室	子権	」に、
「監理課用地対策室	用対	」を
技術管理課	技管	」に、
「技術管理課	技管	」に、
用地事業支援課	用	」に、
「広域河川政策室	広政	
流域治水政策室	流政	を
河川・港湾室	河港	」に、
「河港管理室	河管	
河港事業室	河事	に改め、同表の 2 地方機関の項中第33号を削り、
流域治水政策室	流政	

第32号を第33号とし、第31号を第32号とし、第30号の次に次の 1 号を加える。

(31) 滋賀県衛生科学センター 衛科セ

別記様式第 8 号を次のように改める。

様式第8号（第26条関係）

決 裁 添 付 文 書

決裁・承認は、文書管理システムの画面から入力してください。

[illegible]

付 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

滋賀県訓令第12号

高専設置準備室設置規程(令和6年滋賀県訓令第20号)の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

第1条第2項を削る。

付 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

滋賀県訓令第13号

滋賀県琵琶湖水政対策本部設置規程(昭和42年滋賀県訓令第9号)の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

別表土木交通部の項中「広域河川政策室長」を「河港管理室長、河港事業室長」に改め、「河川・港湾室長」を削る。

付 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

滋賀県訓令第14号

滋賀県土地問題協議会設置規程(昭和48年滋賀県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

別表第2中「監理課長」を「用地事業支援課長」に、「広域河川政策室長 流域治水政策室長 河川・港湾室長」を「河港管理室長 河港事業室長 流域治水政策室長」に改める。

付 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

滋賀県訓令第15号

滋賀県同和対策本部設置規程(昭和42年滋賀県訓令第3号)の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

第2条第5項および別表総合企画部の項中「理事員(人権・同和担当)」を「理事(人権・同和担当)」に改める。

付 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

滋賀県訓令第16号

子ども・子育て応援センター事業実施規程(平成18年滋賀県訓令第46号)の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

第1条中「子どもが人権を尊重され夢を持って健やかに育ち、子どもを安心して育てることのできる環境づくり(以下「育ち・育てる環境づくり」という。)」を「子どもの権利が守られる社会づくり」に、「次代の社会を担うすべての子どもを健やかにはぐくむ社会」を「子どもの権利が守られ、全ての子どもが心身ともに健やかに安心して成長することができる社会」に改める。

第2条第1項中「育ち・育てる環境づくり」を「子どもの権利が守られる社会づくり」に、「子ども若者部子どもの育ち学び支援課」を「子ども若者部子どもの権利室」に改める。

第3条第1号中「育ち・育てる環境づくり」を「子どもの権利が守られる社会づくり」に改める。

付 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。